

～ 説明書 ～

大規模建築物の廃棄物等保管場所
等の設置及び届出等に関する規則
施行平成8年(1996年)3月1日
最終改正平成15年(2003年)4月1日

廃棄物(ごみ)の保管場所の 設置と届出

目 次

1. 手続き	1
2. 保管場所等の設置が必要な大規模建築物	2
3. 大規模建築物に準ずる建築物	2
4. 保管場所等の規模	3
〔1〕 共同住宅(居住用建築物・家庭系ごみ)	3
〔2〕 事業用建築物(事業系ごみ)	4
〔3〕 複合建築物(家庭系ごみと事業系ごみ)	5
〔4〕 保管場所等の複数設置について	5
5. 保管場所等の構造	6
〔1〕 保管場所設置の基本的な考え方	6
〔2〕 構造の共通事項	6
〔3〕 保管ステーションの構造	7
〔4〕 貯留排出設備の構造	7
〔5〕 その他の構造	8
〔6〕 位置と進入路の基準	8
6. 届出にあたっての注意事項	9
○ 別図第1 収集車両巡回軌跡図	10
○ 廃棄物保管場所の基本的な構造	11
○ 保管場所必要面積早見表	12

平成23年(2011年)4月

豊中市 環境部 環境センター減量推進課

<お問い合わせ> 減量推進課 家庭系ごみ係
06-6858-2275
所在地: 豊中市走井2丁目5番5号
(中部事業所内)

1. 手続き

2「保管場所等の設置が必要な大規模建築物」及び3「大規模建築物に準じる建築物」に適用します。

届出時期

都市計画法の開発申請の32条協議の場合

- 市の開発審査課に「開発判定願」を出されてからスタートです。
- この段階でできるだけ詳細な保管場所等の設置をお考えください。
- 事前にご相談ください。チェックリストにより収集担当課と協議ができます。
- 「32条協議書」の提出までに「設置届」お出してください。

建築確認・計画通知の場合

- 設計の基本的な計画ができれば、事前にご相談ください。
- 建築確認申請前・計画通知前に「設置届」をお出してください。

設置届の受け付け（※2部提出してください。）

- 規則等に合致するかの確認作業を行いますので、届出書をお預かりします。
→ 預かり書を交付
- 10日後を目途に、受理の可否についてお知らせします。
(規則等に照らして問題がなければ届出書を受付したことを「保管場所の設置届等連絡書」でお知らせ(送付)します。)

建築確認申請・計画通知の協議(裏判)について

- 建築審査課から保管場所等についての協議を行い、協議印をとるよう指示があります。
- 環境センター減量推進課で押印しますので、「保管場所の設置届等連絡書」をご提示ください。

保管場所等の設置工事の完了時の報告

- 設置工事の完了直前に、減量推進課(06-6858-2275)にご連絡ください。
なお、保管場所の位置、構造の変更も届け出が必要です。
- 収集担当の事業所が、保管場所を現地確認します。

保管場所等の管理責任者届の受け付け

- 「管理責任者の選任届」は、保管場所等の設置が完了した日から使用を開始するまでに提出してください。
- また、管理責任者の変更があったときにも、変更の届が必要です。

2. 保管場所等の設置が必要な大規模建築物

〔1〕 1棟の場合

対 象	住戸数	延べ面積	備 考
居住用建築物	共同住宅が51戸以上		寄宿舍, 一団地の住宅, 長屋住宅もご相談ください
事業用建築物		3,000㎡以上	
複合建築物	共同住宅が51以上または3,000㎡以上		住戸数または面積のいずれかが該当するもの

※延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定するものです。

※市長が建築物の利用上、特に廃棄物が多量に排出されると認めたものも対象となります。

〔2〕 複数棟の場合

① 組み合わせの例

居住用建築物 + 居住用建築物	居住用建築物 + 事業用建築物	事業用建築物 + 事業用建築物	事業用建築物 + 複合建築物	居住用建築物 + 複合建築物
複合建築物+複合建築物		居住用建築物+事業用建築物+複合建築物		

② 適用基準

複数の建築物の合計が、上記〔1〕の1棟の基準に達している場合に適用します。

3. 大規模建築物に準ずる建築物

居住用建築物	共同住宅で6戸以上51戸未満
事業用建築物	延べ面積が200㎡以上3,000㎡未満
複合建築物	※ただし、200㎡以下でも住戸が6戸以上あれば対象となります。

4. 保管場所等の規模

〔1〕共同住宅（居住用建築物・家庭系ごみ）

① 規模の基準

廃棄物の種類	保管場所等	1戸当りの基準値
可燃ごみ	保管ステーション	0.17 m ² ディスポーザー排水処理システムを設置する場合は0.14 m ²
	貯留排出設備	0.03982 m ² ディスポーザー排水処理システムを設置する場合は0.03047 m ²
不燃ごみ	保管ステーション	0.07 m ²
粗大・危険ごみ		0.1 m ²
再生资源		0.05 m ²

※可燃ごみ：換算戸数が101戸以上は、貯留排出設備を設置してください。

② 換算戸数と調整率

換算戸数＝1戸当りの占有面積に応じて計画戸数を換算する戸数

調整率＝換算戸数の合計が大きいときに、必要面積を縮小する割合

<換算戸数>

1戸の面積	換算戸数
41 m ² 以上	計画戸数のおり
31 m ² 以上 41 m ² 未満	3戸をもって 2戸とする (計画戸数の 2/3戸)
31 m ² 未満	3戸をもって 1戸とする (計画戸数の 1/3戸)

<調整率>

戸数	調整率	戸数	調整率
191戸以上	80%	110戸～101戸	89%
190戸～181戸	81%	100戸～91戸	90%
180戸～171戸	82%	90戸～81戸	91%
170戸～161戸	83%	80戸～71戸	92%
160戸～151戸	84%	70戸～61戸	93%
150戸～141戸	85%	60戸～51戸	94%
140戸～131戸	86%	50戸～41戸	95%
130戸～121戸	87%	30戸～21戸	100%
120戸～111戸	88%	—	—

※1. 個々の算定数値の小数点以下を四捨五入します。

2. 調整率は、保管ステーションのみに適用しますが、その採用は建設者の任意の判断です。

3. 保管ステーションの規模が1 m²未満となる場合は、1 m²を最低基準面積とします。

③ 算定式

貯留排出設備 → 必要容量＝1戸当りの基準値×換算戸数

保管ステーション → 必要面積＝1戸当りの基準値×換算戸数×調整率

〔2〕 事業用建築物（事業系ごみ）

① 可燃ごみ及び不燃ごみの規模の基準

（建物の用途については、ご相談ください。）

建物の用途 （業種）	延べ面積 1㎡当りの基準値	排 出 割 合	
		可燃ごみ	不燃ごみ
事 務 所	0.03 kg	90%	10%
店舗（物品販売）	0.12 kg	80%	20%
飲 食 店	0.20 kg	60%	40%
ホテル, 旅館, 工場, 病院(病室あり), 等 (注1)	0.06 kg	70%	30%
診療所(病室なし), 学校, 神社, 劇場等 (注2)	0.05 kg		

注1 ホテル, 旅館, 工場, 病院, 診療所（病室を有するもの）, 宿泊所, 印刷場, 病室を有するリハビリテーションなど

注2 診療所（病室を有しないもの）, 学校, 図書館, 神社, 寺院, 集会場, 劇場, 病室を有しない医院, 接骨院, 教習所, 美術館, 博物館, 教会, 映画館など

<必要容量の算定式> （必要容量は、小数点以下を四捨五入します。）

$$\text{必要容量} = \frac{\text{延べ面積} \times 1 \text{㎡当り基準値} \times \text{保管日数} 3 \text{日} \times \text{排出割合}}{\text{見掛け比重} (150 \text{ kg} / \text{m}^3)}$$

※1. 保管ステーションの規模は、高さ1mで除してください。

2. 可燃ごみの必要容量が6m³を超える場合は、貯留排出設備を設置してください。

3. 貯留排出設備の容量の算定式：可燃ごみの必要容量÷圧縮率（1.5）

4. 個々の算定数値の小数点以下を四捨五入します。

② 再生資源の規模の基準

建築物の延べ面積	保管ステーションの面積
3,000未満	2㎡
3,000㎡以上 5,000㎡未満	3㎡
5,000㎡以上10,000㎡未満	7㎡
10,000㎡以上	10㎡

③ 大型ごみ及び危険ごみの規模の基準

保管ステーションの設置が必要となりますが、規模の基準については、大型ごみ及び危険ごみを定期的に排出する場合や、多量に排出する場合、または業種等を考慮して個別に定めます。

⑤ その他

- (1) 保管ステーションの規模が1㎡未満となる場合は、1㎡を最低基準面積とします。
- (2) 再生資源置場の規模が1㎡未満の場合は、規則第5条第7号イからエは適用しないことができます。この場合は、収集当日に保管ステーション等に持ち出すことが条件となります。

<参考>

規則第7条第7号イからエの規定

イ 再生資源の保管にあつては、屋根を取り付け、物置を設置する等雨水の影響を受けないように措置を講じること。

ウ 再生資源の保管にあつては、当該保管ステーションに隣接して再生資源を選別できる作業場所を設置すること。ただし、これに替わるものとして市長が相当と認める場合は、この限りでない。

エ 再生資源の保管にあつては、新聞紙、古布、ガラス瓶等の品目別保管の可能な棚及び底高のカゴ等を設置し、品目別に区分して保管できるものとする。

〔3〕 複合建築物（家庭系ごみと事業系ごみ）

① 規模の基準

居住用部分は居住用の基準を適用し、事業用部分は事業用の基準を適用します。

② 保管場所等の規模

共同住宅・居住用建築物の規模と事業用建築物の規模の合計となります。

③ 構造

保管場所等は、家庭系ごみと事業系ごみを明確に区分した構造としてください。

〔4〕 保管場所等の複数設置について

① 保管場所等を複数分散して設置する場合

規模の合計が規定以下にならないようにしてください。

② 貯留排出設備について

規模の合計が8㎡以上でなければ分割することはできません。

5. 保管場所等の構造

〔1〕保管場所設置の基本的な考え方

建築物の棟数，用途，住戸戸数，建築物の形状と配置，敷地の地形，敷地内の道路の位置，利用者数等を考慮してください。

〔2〕構造の共通事項

(1) 廃棄物等の種類に応じて、適切に区分して保管することができること。

- ① 住宅用と事業用の保管場所等を明確に分け，市が定める分別区分に従って，必要に応じて仕切りを設置するとともに景観との調和などに配慮してください。
- ② 仕切りの高さは1.2メートル以下とし，囲いの高さと同調したものにしてください。

(2) 廃棄物等の排出及び収集が、安全かつ容易にできること。

- ① 利用者専用通路を設けるなど，動線に配慮してください。
- ② 保管場所等の開口部は1.5メートル以上とし，奥行きが開口部より長くならないようにしてください。
- ③ 屋根を設置する場合は，有効高を2メートル以上確保してください。
- ④ 保管場所等に扉を設置する場合は，引き戸式または蛇腹式としてください。

(3) 廃棄物等の飛散，流出及び地下への浸透を防止できること。

- ① 必要に応じて囲いや扉，ひさし及び屋根等を設置してください。
- ② 床は，コンクリート張り等にして勾配をつけ，排水設備へ流入する溝造りにしてください。

(4) ねずみの生息，蚊，はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 建築物の屋内の場所は給排水設備，換気設備及び照明設備を設置すること。

建築物の屋内の場所は給排水設備を設置し，必要に応じて換気設備及び照明設備を設置すること。

- ① 給排水設備は，水道栓等と排水溝等を設置してください。
- ② 照明設備は，十分な照度を持つ設備を設置してください。
- ③ 換気設備は，十分な能力の換気扇，排気ダクト等を設置してください。

(6) 廃棄物等の種類の区分表示及び注意事項を利用者が見やすい位置に表示すること。

- ① 必要事項を記載した看板等を設置してください。ただし，共同住宅用の保管場所等は，市が用意する「ごみを出す日」「不法持ち出し禁止」の看板を設置することができます。

〔3〕 保管ステーションの構造

(1) 周囲（出入口を除く。）におおむね高さ0.8メートル以上1.2メートル以下の不燃材料による囲いを設置すること。

① 不燃材料とは、コンクリート、ブロックなどです。

(2) 再生資源の保管には、屋根を取り付け、物置を設置する等、雨水の影響を受けないように措置を講じること。

① 物置を設置する場合は、再生資源の保管量に応じた強度にしてください。

(3) 再生資源の保管にあっては、再生資源を選別できる作業場所を設置すること。

① 作業場所の面積は、6平方メートル以上です。

② 保管ステーション前面の収集車両の駐車場所が代用できる場合や保管ステーション内に選別作業場所が確保されている場合など、作業場所の設置が必要とならない場合もありますので、ご相談ください。

(4) 再生資源の保管にあっては、新聞紙、古布、ガラスびん等の品目別保管の可能な棚及び底高のカゴ等を設置し、品目別に区分して保管できるものとする。

① 棚は、有効高が0.8メートル以上で、幅はできる限り広くしてください。

② 底高のカゴ等とは、水漏れを防ぐ容器、棚をいいます。

〔4〕 貯留排出設備の構造

(1) 雨水の流入を防ぐため、貯留排出設備を覆うための不燃材料による屋根及び囲いを設置すること。

① 不燃材料とは、鉄鋼、アルミニウムなどをいいます。

(2) 貯留排出設備の排出口の幅・高さは、収集車両の投入口の幅及び高さ適合すること。

(3) 収集車両の排気ガスが除却できる設備を設置すること。

① 排気ガスが除去できる設備とは、収集作業時の収集車両の排気筒に近接した位置にある換気扇、排気ダクト等の換気設備をいいます。

(4) 貯留排出設備の稼動に伴う騒音を遮へいし、及び振動を吸収できるように措置を講じること。

(5) 貯留排出設備の保守点検のためのスペースを設けること。

(6) 貯留排出設備の投入口は、利用者が投入しやすい高さとするとともに、利用者が直接機械部分に触れない構造にすること。

〔5〕その他の構造

- ① 保管場所等は、自転車置き場等の有用物の保管設備に隣接して設置しないなど廃棄物及び再生資源以外のものが置かれることのない構造にしてください。
- ② 事業活動に伴う厨芥類が多量に排出される場合は、悪臭の発散を防ぐために必要に応じて専用の冷蔵庫を設置してください。
- ③ 障害者及び高齢者に配慮した構造にしてください。

〔6〕位置と進入路の基準

(1) 収集作業に支障がなく、かつ、収集車両が容易に寄り付け、及び他の車両の通行の妨げにならない位置に設けるものとし、駐車場の出入口及び道路の交差点に面する場所並びに防火水槽その他市長が不相当と定める位置に設置しないこと。

- ① 市長が不相当と定める位置は、次のとおりです。
 - ア 電柱、道路標識、ガードレール、樹木等の障害物がある場所
 - イ 急な勾配のある坂道、バスの停留所、横断歩道がある場所
 - ウ 歩道のある道路で収集車両が全く寄りつけない場所
 - エ 騒音、臭気等の発生等により近隣の生活環境を損なうおそれのある場所
 - オ 建築物又は敷地内の利用者の利用が著しく不便な場所
 - カ その他市長が特に収集作業等で不相当と認める場所

(2) 保管ステーションは出入口の前面におおむね縦10メートル、横2.2メートルの収集車両が停車（収集作業を含む。以下同じ。）できる場所を、貯留排出設備にあつては貯留排出設備の排出口に収集車両が停車できる場所をそれぞれ確保するとともに、これらの場所に駐車禁止である旨を表示すること。ただし、市長が停車に支障がないと認める場合は、この限りでない。

- ① 停車できる場所に、必要に応じて収集車両の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両の停止設備を設置してください。

(3) 保管場所等の進入路は、収集車両の通行に必要な幅員又は高さを確保し、かつ、容易に通行できるものであること。

- ① 建築物又は敷地への収集車両の進入路については、別図第1「収集車両旋廻軌跡奇跡図」の通路を確保してください。
- ② 保管場所等を建築物の屋内に設置する場合は、有効高を3.2メートル以上確保してください。

(4) 保管場所等の進入路は、収集車両が容易に方向転換できる場所を、保管場所等に近接して確保すること。ただし、市長が必要がないと認める場合は、この限りでない。

- ① 市長が必要がないと認める場合とは、方向転換を伴わずに収集車両が退出できる場合をいいます。

6. 届出にあたっての注意事項

〔1〕届出について

手続きの流れに基づき、遅れることのないよう届出てください。

[届出時期]

<規則第7条第2項>

- ① 都市計画法第29条に係る開発行為を伴うものは、同法第32条の協議を行う前。
- ② 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を提出する前。

〔2〕変更届について

設置届出後に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて変更届を提出してください。

[保管場所等の変更届]

<規則第8条第1項>

- ① 変更する内容
保管場所の規模，位置，進入路，その他事項
- ② 必要書類
変更届及び変更した内容がわかる書類
- ③ 提出時期
事前または速やかに

〔3〕管理責任者の選任届について

選任届は，保管場所等の使用前に提出してください。

[管理責任者の選任届等]

<規則第9条第1項，第2項>

- ① 届出義務者
大規模建築物の所有者または占有者
- ② 届出時期
 - ・保管場所設置完了日から使用開始まで
 - ・管理責任者の変更があったとき
- ③ 管理責任者の仕事
 - ア 保管場所等の清潔な維持管理，適正管理
 - イ 分別収集の推進，適正管理
 - ウ 収集・運搬者との協力

別図第 1

収集車両旋廻軌跡図

<参考>

1. 収集車両の大きさ

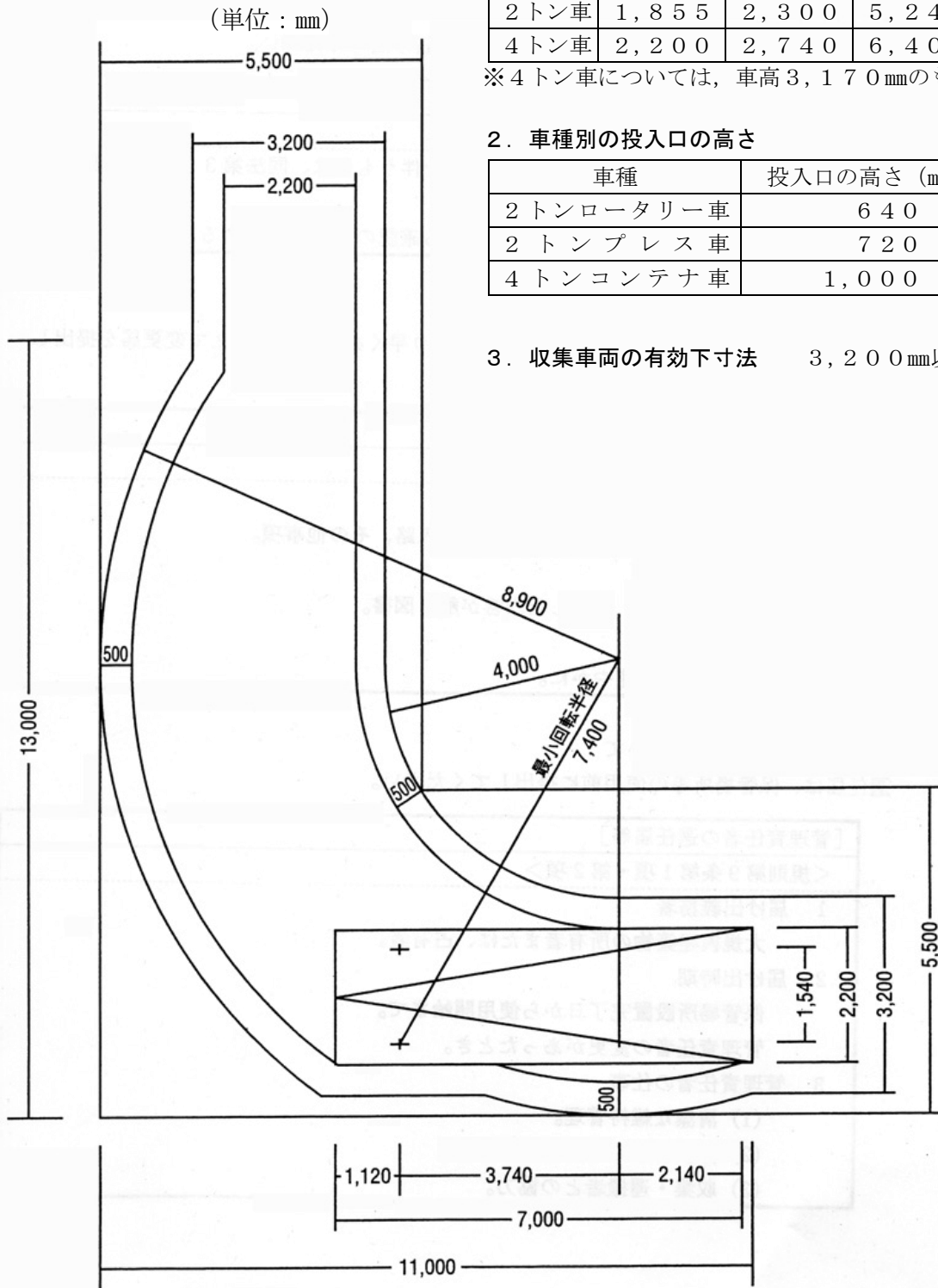
車種	車幅(mm)	車高(mm)	車長(mm)	重量(kg)
2トン車	1,855	2,300	5,240	6,205
4トン車	2,200	2,740	6,400	8,000

※4トン車については、車高3,170mmのものもある。

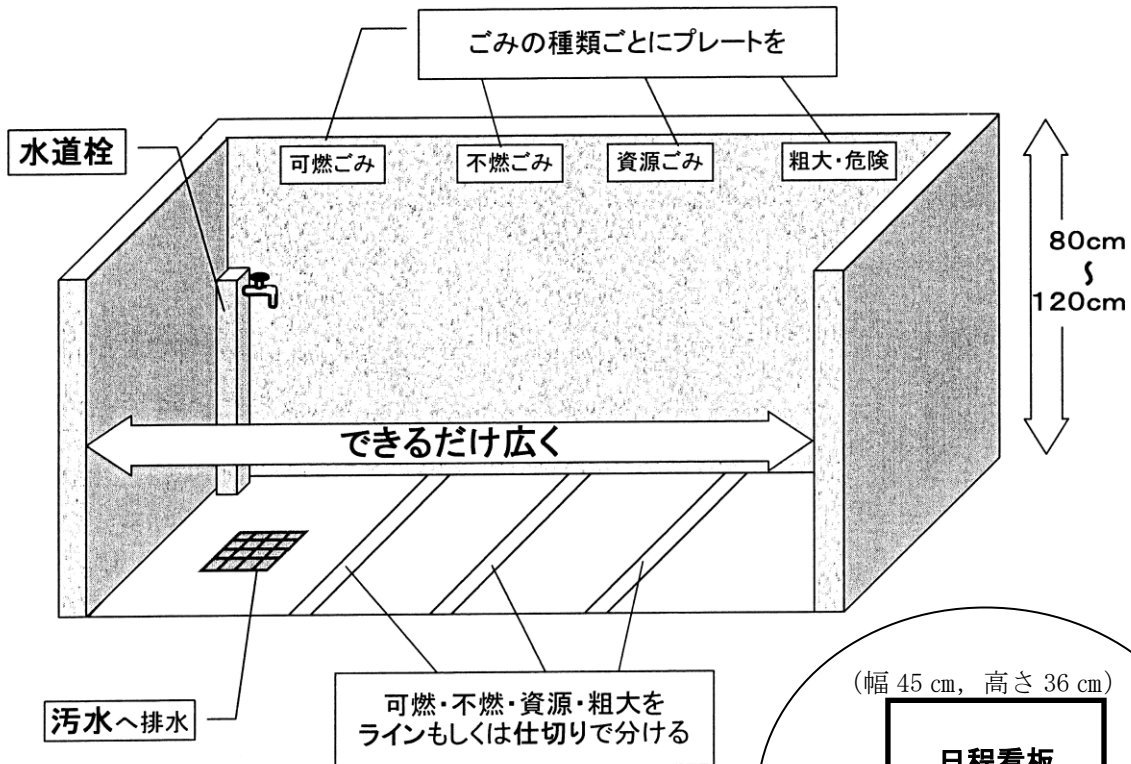
2. 車種別の投入口の高さ

車種	投入口の高さ (mm)
2トンロータリー車	640
2トンプレス車	720
4トンコンテナ車	1,000

3. 収集車両の有効下寸法 3,200mm以上



廃棄物保管場所の基本的な構造



(幅 45 cm, 高さ 36 cm)

日程看板

マンション等の集合住宅
の場合は、日程看板をお
配りしています

基本的な構造

- ※ 三方を不燃材（ブロックなど）で囲ってください。
高さは120cm以下、開口部の幅は1.5m以上としてください。
- ※ ごみを分別するために、ペンキでラインを引くか、色違いのタイルなどで分けしてください。
- ※ ごみ置場を清掃するための水道栓・排水溝（汚水排水）を設けてください。

屋根を設置する場合

- ※ 有効高は2m以上としてください。

扉を設置する場合

- ※ 扉は、蛇腹式・引き戸などの横に開くものにしてください。

その他

- ※ プレート板に、ごみの種類を表示してください。

保管場所必要面積早見表

※居住用建築物の場合で、1戸当りの面積を「41㎡以上」として算定したもの。

(単位:㎡)

戸数	可燃	不燃	粗大	資源	合計
2	0	0	0	0	1
3	1	0	0	0	1
4	1	0	0	0	1
5	1	0	1	0	2
6	1	0	1	0	2
7	1	0	1	0	2
8	1	1	1	0	3
9	2	1	1	0	4
10	2	1	1	1	5
11	2	1	1	1	5
12	2	1	1	1	5
13	2	1	1	1	5
14	2	1	1	1	5
15	3	1	2	1	7
16	3	1	2	1	7
17	3	1	2	1	7
18	3	1	2	1	7
19	3	1	2	1	7
20	3	1	2	1	7
21	4	1	2	1	8
22	4	2	2	1	9
23	4	2	2	1	9
24	4	2	2	1	9
25	4	2	3	1	10
26	4	2	3	1	10
27	5	2	3	1	11
28	5	2	3	1	11
29	5	2	3	1	11
30	5	2	3	1	11
31	5	2	3	1	11
32	5	2	3	2	12
33	5	2	3	2	12
34	5	2	3	2	12
35	6	2	3	2	13
36	6	2	3	2	13
37	6	2	4	2	14
38	6	3	4	2	15
39	6	3	4	2	15
40	6	3	4	2	15
41	7	3	4	2	16
42	7	3	4	2	16
43	7	3	4	2	16
44	7	3	4	2	16
45	7	3	4	2	16
46	7	3	4	2	16
47	8	3	4	2	17
48	8	3	5	2	18
49	8	3	5	2	18
50	8	3	5	2	18
51	8	3	5	2	18
52	8	3	5	2	18
53	8	3	5	2	18
54	9	4	5	3	21
55	9	4	5	3	21
56	9	4	5	3	21
57	9	4	5	3	21
58	9	4	5	3	21
59	9	4	6	3	22
60	10	4	6	3	23

戸数	可燃	不燃	粗大	資源	合計
61	10	4	6	3	23
62	10	4	6	3	23
63	10	4	6	3	23
64	10	4	6	3	23
65	10	4	6	3	23
66	10	4	6	3	23
67	11	4	6	3	24
68	11	4	6	3	24
69	11	4	6	3	24
70	11	5	7	3	26
71	11	5	7	3	26
72	11	5	7	3	26
73	11	5	7	3	26
74	12	5	7	3	27
75	12	5	7	3	27
76	12	5	7	3	27
77	12	5	7	4	28
78	12	5	7	4	28
79	12	5	7	4	28
80	13	5	7	4	29
81	13	5	7	4	29
82	13	5	7	4	29
83	13	5	8	4	30
84	13	5	8	4	30
85	13	5	8	4	30
86	13	5	8	4	30
87	13	6	8	4	31
88	14	6	8	4	32
89	14	6	8	4	32
90	14	6	8	4	32
91	14	6	8	4	32
92	14	6	8	4	32
93	14	6	8	4	32
94	14	6	8	4	32
95	15	6	9	4	34
96	15	6	9	4	34
97	15	6	9	4	34
98	15	6	9	4	34
99	15	6	9	4	34
100	15	6	9	4	34
101	4㎡ドラム	6	9	4	19
102	4㎡ドラム	6	9	5	20
103	4㎡ドラム	6	9	5	20
104	4㎡ドラム	6	9	5	20
105	4㎡ドラム	7	9	5	21
106	4㎡ドラム	7	9	5	21
107	4㎡ドラム	7	10	5	22
108	4㎡ドラム	7	10	5	22
109	4㎡ドラム	7	10	5	22
110	4㎡ドラム	7	10	5	22
111	4㎡ドラム	7	10	5	22
112	4㎡ドラム	7	10	5	22
113	4㎡ドラム	7	10	5	22
114	5㎡ドラム	7	10	5	22
115	5㎡ドラム	7	10	5	22
116	5㎡ドラム	7	10	5	22
117	5㎡ドラム	7	10	5	22
118	5㎡ドラム	7	10	5	22
119	5㎡ドラム	7	10	5	22

注：再生資源の面積については、計算上では30戸が31戸より1㎡、100戸が101戸より1㎡広がるが、戸数の少ないほうが広がるといった不合理をなくするため、30戸は31戸の数値を、100戸は101戸の数値を採用するものとする。